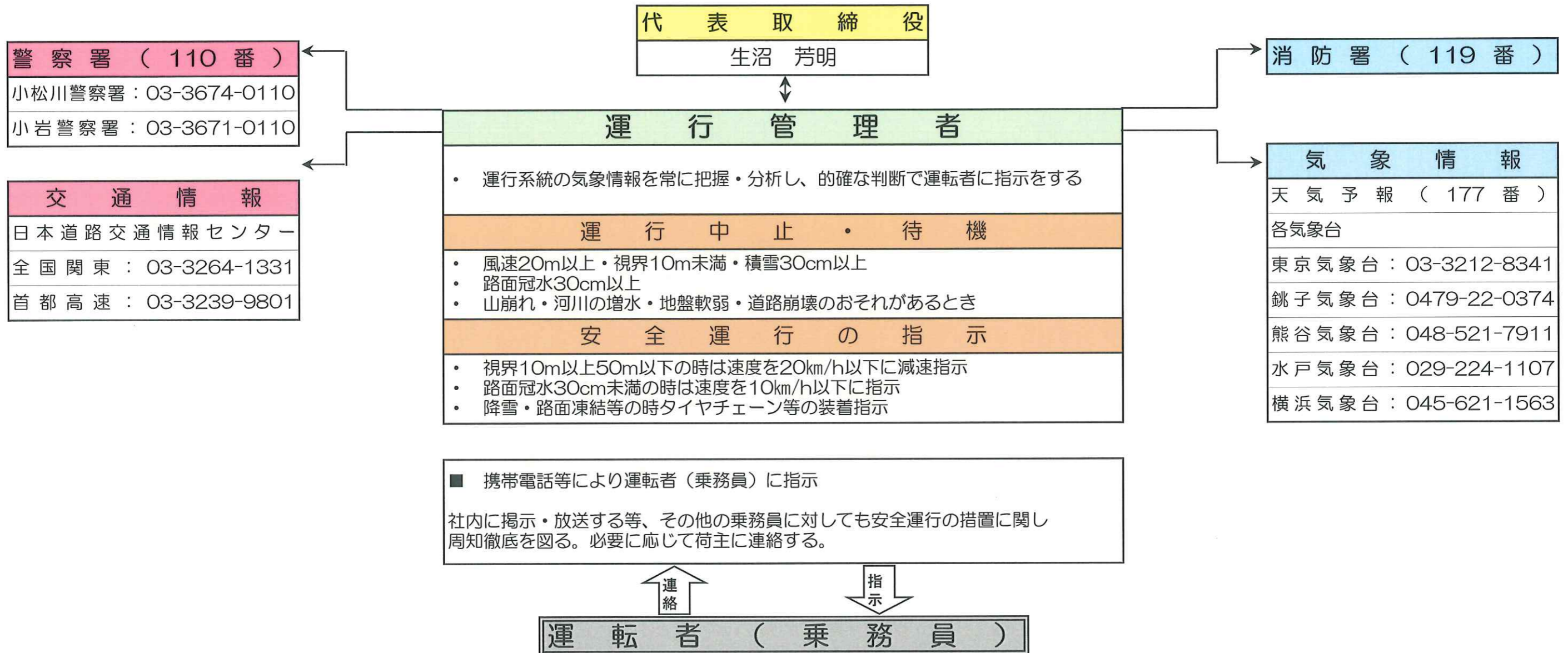


# 異常気象時の緊急措置・連絡体制

作成日：平成28年11月1日



運行途中、異常気象に遭遇し、又は異常気象になることが明らかになった時は、速やかに運行管理者に連絡し、その指示を受ける

運行中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 風速が20km以上と認められるときは車両の防護を図る為安全な場所に待避し、風速が静まるまで運行を中止する</li> <li>② 雨・霧・吹雪のため視界が10m未満のときは道路の左側に車両を寄せ、フォグランプ及び尾灯を点灯しそのまま待機し、一時運行を中止する</li> <li>③ 路面冠水30cm以上（水面がタイヤの半分以上またはフロントバンパー下縁以上）の場合は運行を中止し、且つエンジンを停止させ待機する</li> <li>④ 山崩れ、河川の増水、地盤軟弱、道路崩壊のおそれがあるときは、運行を中止し、安全な地点で待機する</li> <li>⑤ 積雪30cm以上のとき、除雪状況を確認し、危険であると認められる時は運行を中止し、安全な地点で待機する</li> </ul>
減速・確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 視界10m以上50m以下のときは運転速度を20km/h以下に減速し運転をする</li> <li>② 路面冠水30cm未満のときは10km以下の徐行とし、ガードレール、サインポール、道路標識、電柱、路肩等に注意して道路状況を確認し進行する</li> </ul>
警戒宣言発令 非難時の措置	<p>地震の発生に備えて速度を十分に落としラジオ等によって地震情報や交通情報を聞き情報に応じて行動する 出切る限り道路外に停止させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは下記のことを厳守する</p> <p>①道路の左側に寄せてエンジンを切る    ②キーはつけたまま    ③窓を閉める    ④ドアロックはしない</p>